

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		特定子ども・子育て支援提供者に対する勧告、命令等
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		子ども・子育て支援法
条 項		第 58 条の 9
所 管 課		子ども未来局子育て未来部幼児政策課 (電話：829-1885 )
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	子ども・子育て支援法第 58 条の 9 に掲げる基準 平成 26 年内閣府令第 39 号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」第 53 条から第 61 条に掲げる基準
	備 考	